

報 告

授業報告「現代社会と法」 —外部講師による公開授業の記録を中心に

布 川 玲 子

目 次

- 1) はじめに——本専門教育科目について
- 2) 公開授業の概要
 - ① 水久保文明氏講義
 - ② 鈴木邦男氏講義
 - ③ 土屋源太郎氏講義
 - ④ 大口昭彦氏講義
 - ⑤ 浜口龍太氏講義
 - ⑥ 明田川融氏講義
- 3) むすび——本講義終了にあたり

1) はじめに——本専門教育科目の趣旨

〈設置趣旨〉

本科目は、私の提案により、2年次以降の学生を対象とする法学科専門教育科目として2008年度に新設され、本年2011年度まで4年間に亘り私が担当してきたものである。新設の趣旨は、シラバスに次のように記したとおりである。「(新設趣旨は、)法が生まれてくる、あるいは、作られる主体である政治社会のメンバーシップの自覚を持った市民、公民の育成が、

法学部教育の根幹をなすとの考えに発する。そこで、この科目は、実定法解釈学（法律学）の前提として、あるいはより深く、十分な法律学学習のために、現代社会の諸問題に常に注意を喚起する中で、法の現状認識を踏ることを目的とする。」

この趣旨は、私自身の専門である「法哲学」にひきつけた、あるいは、そこから発するものであるかもしれない。担当者が異なれば、それぞれの専門に発するそれぞれの「現代社会と法」がありえよう。しかし、「実定法」の学習、習得、そして、資格試験、という法学部教育の主流の中で、このような科目の重要性への認識は、実定法学それ自体の中からは生まれてこないであろう。基礎法学からの発想に固有の領域であると思われる。

〈講義内容〉

講義内容については、前期、「現代社会と法 A」では、私が、本講義に先立って、永年担当してきた法学科生対象の総合基礎教育科目「法学」においてとってきたスタンス、すなわち、現代の人権状況を巡る諸問題の考察を通じ、「法」を法システムの外から捉え、批判的に考察する視座を踏襲している。具体的には、労働、外国人、女性、医療、障害者、報道等に関連した人権状況を扱った。そこでは、私が、県、および、国の（均等法行政も含めて）労働行政に、様々な委員として20年余にわたり関わってきた関係上⁽¹⁾、そこで得た現場に密着した知識と経験を生かすことができたと思う。

後期「現代社会と法 B」では、統治体制（政治）に関わる中での日本人、外国人を問わず、裁判で争われている人および市民一般の人権を問題とした。具体的には、「靖国」を巡る諸問題、中国残留兵の戦後補償問題、中国人強制連行・労働補償問題、「横浜事件」再審裁判と治安維持法、「砂川事件」跳躍上告と司法権の独立・情報開示請求等について、判決、映画、

ビデオ、新聞記事を導入として講義した。なお、前期、後期1回ずつ、現代社会の問題が集約された現場の真っ只中で、活躍する講師を招いて、公開授業を行った。講師とテーマは、次の通りである。なお、2011年度は実施しなかった。

〈公開授業一覧〉

2008年度

前期 水久保文明氏 「労働運動半世紀—白鳥事件との出会い」

後期 鈴木 邦男氏 「映画『靖国』上映自粛と表現の自由」

2009年度

前期 土屋源太郎氏 「砂川事件『伊達判決』の今日的意義」

後期 大口 昭彦氏 「韓国人遺族による靖国神社合祀取り消し訴訟」

2010年度

前期 浜口 龍太氏 「現代社会とどう関わるか—世界と日本と自分」

後期 明田川 融氏 「沖縄の近現代史と米軍基地問題」

2) 公開授業の概要

以下では、上記公開授業の概要を案内文、レジюме、受講生の感想等を通じて辿ってみたい。それらは、その都度授業で配布したものであるが、一部は、法学科ブログで公開した。その際、受講生の感想について、氏名明記のものは、本人の了承を得ている。なお、レジюмеは、当日配布用に講師が作成したもので、演題名は、上記一覧表上の文言と同一ではない。

① 水久保文明氏講義

外部講師による授業（案内）

期日

6月23日（月）4限 7-202教室

「現代社会と法 A」（担当者布川）の授業は、次の通り外部講師をお迎えしての授業となります。

講師

水久保文明氏（1947年生まれ、東京都練馬区在住）

千代田区労働組合協議会事務局次長、日本新聞労働組合連合特別顧問
中央労働委員会労側委員（本年7月新会期）候補者

演題

「労働運動一筋半世紀の中で——白鳥再審事件との出会い」

今年度数回にわたり授業で扱ってきた労働と人権のテーマに関連して、まず、永年にわたり労働運動にかかわっていらっしゃる水久保氏に現場から、現在の労働者が置かれている深刻な状況について分析していただきます。また、同氏は、かつて、若い頃、開かずの門といわれた再審裁判の門を開くきっかけとなった「白鳥事件」（最高裁白鳥決定1975年5月20日）の服役囚を救う会の事務局にかかわっていたそうです。法学科の授業としては、この事件の生の証言を伺えることは、非常に貴重な機会であると思います。

授業公開について

なお、この授業は、公開としますので、関心ある学生、教職員は、どうぞ自由にご出席ください。

2008.6.5 法学科教授 布川玲子記

2008.6.23「現代社会と法 A」

労働運動半世紀、そして白鳥事件との出会い

新聞労連特別顧問・千代田区労協事務局次長
中央労働委員会第30期労側候補者／水久保文明

はじめに

I、小説・蟹工船——1929年に書かれたもの

①この小説が書かれた頃の時代的背景

- ・ 1914年—1918年（第1次世界大戦）
- ・ 1923年9月1日（関東大震災）
- ・ 1925年5月12日試行—1945年10月15日廃止（治安維持法）
- ・ 1927年3月（昭和金融大恐慌）
- ・ 1929年10月29日（ウォール街の株価大暴落から世界大恐慌へ）
- ・ 1932年5月15日（5.15事件、犬養毅総理大臣ら暗殺）
- ・ 1933年2月20日（小林多喜二虐殺、29歳）
- ・ 1936年2月26日（2.26事件、陸軍将校ら1483人が決起）
- ・ 1937年7月7日（盧溝橋事件／日中戦争の引き金に）
- ・ 1941年12月8日（太平洋戦争に突入—第2次世界大戦）

②現代との類似点

- ・世界恐慌のはじまり的状况——サブプライムローン破綻をきっかけとした金融危機
- ・失業者の増大、格差の広がり
- ・市民、労働者への権力の介入
- ・憲法改定の動き

③もちろん会ったことはありませんが、多喜二のことを少しだけ

II、規制緩和、そしてワーキングプアの大量創出と新自由主義

①新時代の日本的経営（1995年5月に日経連が提言）——労働力の「弾力化」「流動化」を目標に労働者を3つのグループに分類

- ・長期蓄積能力活用型グループ
- ・高度専門能力活用型グループ
- ・雇用柔軟型グループ

②80年代から始まった規制緩和

③新自由主義の行き着く先

Ⅲ、白鳥事件——1952年1月21日発生／10月1日村上国治さん逮捕

①当時の時代背景

- ・ 1949年7月5日（下山事件）、7月15日（三鷹事件）、8月17日（松川事件）
- ・ 1950年5月3日（GHQ 共産党の非合法化を示唆、レッドパージはじまる）
- ・ 1950年6月25日—1953年7月27日（朝鮮戦争）
- ・ 1951年9月8日（サンフランシスコ条約とともに、日米安保条約を締結）
- ・ 1952年1月20日（白鳥事件発生）
- ・ 1952年4月28日（サンフランシスコ条約発効）
- ・ 1952年5月1日（血のメーデー事件）
- ・ 1952年6月23日（日米安保条約発効）

★フレームアップ（でっちあげ）、3つの条件——歴史家・犬丸義一氏

- 1) 支配層が政策を大きく転換させる必要が生じたとき
- 2) 労働組合をはじめ、革新勢力が弱体化したとき
- 3) 国民の中にフレームアップの経験がないとき

②物証は弾丸3個だけという特異な事件

- ・ 白鳥警部の体内、幌見峠の19ヵ月後、同27ヵ月後
- ・ 線状痕と腐食

③こだわりつづけた1人の科学者——2年間土中にあった弾丸は光っていた 金属学者・長崎誠三さん

④村上国治という人

- ・ 1923年1月5日、北海道比布町にて出生
- ・ 1952年10月1日に逮捕されて、1969年11月14日の仮釈放まで獄中生活（17年1ヶ月）

- ・1957年5月7日／札幌地裁、無期懲役判決
- ・1960年5月／札幌高裁懲役20年の判決
- ・1963年10月／最高裁上告を棄却、ただし未決拘留日数のうち700日を刑に算入
- ・1965年10月／札幌高裁に再審申し立て
- ・1969年6月／同高裁、再審請求を棄却、異議申し立て
- ・1971年7月／同高裁異議申し立てを棄却、最高裁へ特別抗告
- ・1975年5月／最高裁、特別抗告申し立てを棄却、ただし「再審制度においても『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判の鉄則が適用される」という判断を下した（通称「白鳥決定」）
- ・獄中での生活改善闘争
- ・詩人としても
- ・何故、これだけの闘争がやれたのか
- ・1994年11月、自宅の火災で不慮の死を遂げた

⑤白鳥決定——「再審も疑わしきは被告人の利益に」

死刑判決を受けて再審で無罪となった冤罪事件

事件名	被告人(逮捕時年齢)	発生	逮捕	一審判決	再審無罪判決	逮捕～無罪判決
免田事件	免田 栄 (23歳)	1948.12.19	1949.1.13	1950.3.23	1983.7.15	約34年6ヶ月
財田川事件	谷口繁義 (19歳)	1950.2.28	1950.4.1	0952.1.25	1984.3.12	約33年11ヶ月
島田事件	赤堀政夫 (25歳)	1954.3.10	1954.5.24	1958.5.23	1989.1.31	約34年8ヶ月
松山事件	斎藤幸夫 (24歳)	1955.10.18	1955.12.2	1957.10.29	1984.7.11	約28年7ヶ月

メール：gold16@d7.dion.ne.jp

ブログ「ハボやんの独り言」：<http://96k.blog98.fc2.com/>

② 鈴木邦男氏講義

法学科公開授業のお知らせ

布川玲子

「現代社会と法B」（担当 布川）の授業時間に開催される外部講師による授業を公開します。テーマ、講師等は、下記の通りです。関心のある学生、教職員の方々は、どうぞ自由にご参加ください。

記

テーマ 映画『靖国』上映問題と表現の自由

講師 評論家 鈴木 邦男氏
（「一水会」顧問、「河合塾コスモ」、「日本ジャーナリスト
専門学校」講師）

日時 11月15日（土）月曜日代替授業日 4時限（2：40～4：10）

会場 16-101教室

対象授業 「現代社会と法B」「演習Ⅱ・Ⅲ」（布川）、「東アジアの歴史と社会Ⅱ」（松本）

講師紹介

鈴木氏は、自他共に「右翼」と称される論客であるが、著書『言論の不自由?!——テロよさよなら！ タブーなき議論を！』（ちくま文庫）に見るとおり、学校での「君が代」強制に反対するなど言論の自由に身を挺している、いわばリベラル右翼とも言うべき変わった右翼である。

国会議員によるクレームに端を発し、今春の世論とマスコミを紛糾させた映画『靖国』上映取りやめ、自粛に対し、何とか上映実施にこぎつけることができたのは、鈴木氏の右翼の立場からの独特の言論と、活躍によるサポートに負うところが大きいと思われる。甲府市内も含め上映もスムーズに行われた今、この映画『靖国』場外編とも言うべき上映問題をめぐる表現と言論の自由の現在を、鈴木氏とともに辿ってみたい。そこで繰り広げられた喧騒は、映画が捉えた8月15日の靖国そのものであり、監督李・纓氏が描こうとした「靖国」をめぐる日本社会のドキュメンタリーでもあろう。

なお付言すれば、鈴木氏は、学園紛争たけなわの政治の時代に早稲田大学に入学したが、布川はそこでのクラスメートである。早稲田闘争30周年の左翼の集いに、鈴木氏は、「自分も反対の立場から闘争に参加したのだから集いに出席する資格がある。」とあって、無理矢理？出席したとの逸話の持ち主である。これは、布川が本人から直接聞いた話であるが、鈴木氏の面目躍如たるものがある。

法学科公開授業の結果報告

2009.1.17 布川 玲子

去る11月15日（土）に開催された公開授業 ―映画『靖国』上映問題と表現の自由、講師 鈴木邦男氏―（本ブログ案内参照）は、代替授業日にもかかわらず、多数の先生方や、対象授業、「現代社会と法」、「東アジアの歴史と社会（松本先生ご担当科目）」以外の学生の出席もあり、盛会であった。なお、当日の講義に先立ち、事前の授業で鈴木氏が急遽送ってくださった、映画『靖国』のサンプル版DVDの上映をすることができた。

「話の前に、ともかく映画を見せておいてよ」との要望であった。ここにこの映画上映を巡る一連の批判、反対活動に対する鈴木氏の一貫した基本的スタンス「文句があるならともかく見てからにしようよ」に通じる信念を再確認した次第である。

以下に、「現代社会と法 B（布川担当）」受講者に当日書いてもらった感想をいくつか紹介しておきたい。

受講生の感想

- * 今日の話聞いていて鈴木氏は、右翼ということであるが、日本の中で、一般に右翼は悪いということが浸透してしまっているので、まず、普通に戻すことは無理だと思った。しかし話を聞いている中で、右翼の中にもいろいろな考えがあるということを知った。
- * 「言論の自由」という意味での話は、とても興味深かったのだが、自分は、右翼が嫌いなので、鈴木さんが、何を言ってもいつもの右翼のイメージがあるのであまり良い印象はありませんでした。
- * 今まで、「右翼」のイメージは、過激で暴力的で、かなり、「怖い」イメージがあったが、鈴木さんの話を聞いたり、鈴木さんを見ていて、そういうイメージが少し和らいだ。「言論の自由」が世界中の人々全員に平等に与えられれば、世界で戦争や争いがなくなるのでは？ 話し合いで、自分の意見だけでなく相手の意見も理解しようとする努力をすればいいと思う。暴力から何も生まれない。新しい争いを生むと思う。だからこそ平和的な言論の自由が、日本人にも中国人にも右翼にも左翼にも与えられるべきである。
- * 何でこの人が、右翼にいたかがわからない。ほかにもっといるべき場所があるはず。
- * 映画「YASUKUNI」を巡り右翼側が変わっていったというのが印象的

だった。また天皇制について、鈴木氏がよく語っていたが、今後自分でも考えてみようと思わせられた。

- * 今日の話聞いて、映画『靖国』を上映するのにこんなに大変なことがあったのを改めて知りました。話し合いなしに上映中止した状況から、話し合いをして上映に持っていったのはすごいと思う。
- * 私は、『靖国』を見て、日本の抱えている問題について考えさせられた。このような映画は、議論するために上映されるべきであり、上映中止などは論外であると思った。
- * 私は、靖国の問題をよく理解していなくて恥ずかしいと思った。またこの問題は、難しいが、日本人として知らなくてはならないことである。戦争の時のことですごく昔のことのように思っていたが、今も続いている深い話なんだと思った。
- * 授業で見た映画『靖国』は内容的には興味を持てるものであったが、一般に上映することにはいくら表現の自由といってもためらいがある。映画は、ありのままを写し過ぎている気がする。
- * 映画上映について、表現の自由云々ではなくて、見たい人が見ればよい。見たくない人は見なければよい。歴史を知ることは確かに怖いこともあるだろうが、そこから学ぶことも大いにあると思う。
- * 私は『靖国』を見て、戦争はまだまだ続いているんだということを強く感じました。

祖先の霊を返してほしいと訴える韓国人の女性、また南京虐殺はなかったという署名運動をする日本人の女性、靖国神社では人々の考えや思いがいつも対立しています。そしてこの映画ではそのことがそのまま映画になっています。そして、今日の鈴木さんのお話を聞いて、言論の自由とはとても大切だと思いました。今まで、右翼の人たちのイメージは「怖い」というものでしたが、それは発言の場がないからだということ

がわかりました。私は、テレビなどで、『靖国』を放映して、その後でいろいろな立場、考えの人が話し合いをする番組があれば少しずつでも分かり合っていくことができるのではないかと思います。また私たちも一人一人が真剣に考えることが必要だと思いました。

(法学科2年 萩原寛子)

* 東京などではよく見る街宣車だが、たまに山梨でも駅前で見かけたりする。普段見ないせいもあるが、とても異様な感じがしていた。私は無許可でしているのだと思っていたが、街宣車も警察の許可をちゃんと得ているということを初めて知った。右翼というと良いイメージではないが、民主主義の重要部分である“言論の自由”に対する意識が高くそれに従って活動しているということがよくわかった。今回の授業を聞いて右翼のイメージが変わった。前回の授業では映画を途中までしか見ることができなかったので、ちゃんと最後まで見ようと思います。

(法学科3年 米山沙織)

③ 土屋源太郎氏講義⁽²⁾

法学科公開授業のお知らせ

布川玲子

「現代社会と法 A」(担当布川)では、次の通り外部講師による授業を行います。なお、この授業は公開としますので、関心のある学生、教職員の皆様は、自由にご出席ください。

- 期日 6月22日(月) 4時限(2時40分～4時10分)
- 教室 7号館202教室
- テーマ 「砂川事件」跳躍上告と司法権の独立
——アメリカ国立公文書館で発見された外交文書——
- 講師 土屋 源太郎氏
砂川事件元被告、日本側関連文書情報開示請求人

1957年米軍立川基地拡張反対デモで23名が逮捕され、うち、土屋さんら7名が起訴されました(砂川事件)。一審東京地裁は、安保条約に基づく米軍駐留を憲法9条違反として全員無罪としました(伊達判決1959年3月)。しかし、最高裁に跳躍上告され、その年のうちに、破棄差し戻しの判決が出されました(1959年12月)。このスピーディーな司法の対応に関連して、このほどアメリカで、当時の田中耕太郎最高裁長官が、伊達判決が出された直後にアメリカ大使と面談していることを裏づける公電が発見されました。日米双方の政治介入は、当然考えられることですが(公電によれば、藤山外務大臣は、大使と頻繁に打ち合わせしています。)、それに抗すべき最高裁長官が、自ら、司法権の独立を放棄するような行為をしたことは、50年経た今日においても驚愕の窮みです。

跳躍上告を経て有罪確定となった、元被告土屋源太郎さんらの驚きと怒りのほどは、いかばかりかと察しられます。目下土屋さんらは、アメリカの公文書に対応する日本側の文書の開示を求めることによって、砂川裁判を巡る政治と裁判所の実態を実証的に明らかにしようとしています。これは、われわれが受け継ぐべき現代への警鐘となることでしょう。

山梨学院大学法学部法学科
「現代社会と法」公開授業 2009.6.22

学生運動と砂川闘争——伊達判決の今日的意義——

砂川事件元被告 土屋 源太郎

1) 平和への原体験

戦争中の少年時代 小学校1年の時第二次世界大戦開始 (1941.12.8)

2) 大学入学と学生運動

明治大学法学部入学 学園民主化闘争、全学スト (1953.7.1)

学生運動に参加 全明大中央執行委員長となり、全学連、都学連で活躍
自治会活動の課題 学園の民主化運動と平和活動 原水爆禁止、基地
反対

3) 砂川闘争への参加 (1956～) と逮捕、起訴

(配布資料と前回授業で上映したDVD「砂川の熱い日」参照、4)に
についても同様。)

4) 伊達判決と跳躍上告

当時の日本と世界を取り巻く政治状況

アメリカ国立公文書館で発見された外交文書 (2008.4)

50年を経てよみがえる砂川事件

日本側関連文書開示請求の取り組み

5) 結び——若い世代への期待

自衛隊のイラク派遣違憲判決（名古屋高裁2008.4.17）

伊達判決の再確認 「伊達判決を今こそ生かそう」

砂川事件公開授業（6月22日）受講生感想

現代社会と法 A（担当布川）

過日、法学科では、次のような公開授業を開催した。

テーマ 「砂川事件」跳躍上告と司法権の独立——アメリカ国立公文書館
で発見された外交文書——

講師 「砂川事件」元被告、日本側関連文書開示請求人 土屋源太郎氏

出席者は、100余名。朝日新聞甲府支局記者の取材もあり、翌日の朝刊
に掲載された。以下、法学科受講生に当日記入してもらった講義の感想と、
その前の週に上映したDVD『砂川の熱い日』の感想を紹介しておきたい。

3年 石田祐一

土屋さんの講義を聞き、まず強く思ったことは、当時の学生たちは、国
に対してそして司法に対して本当に真剣だったということである。当時は
まだ戦後間もない頃であったという事もあるかもしれないが、「平和」と
いうものが人々の心の深い部分にあったように思う。そして、砂川の人々
の平和を願う強い気持ちが、基地拡張反対闘争へ向かわせてしまったのだ
と思った。しかし、先週のDVDで見る限り、砂川の住民や学生、労働者
たちは、警察の武力行使に対して非武力で対抗していた。そこに強く「平
和」を感じた。

3年 倉林 優

講義で、土屋さんは、「基地拡張=戦争をするかもしれない」という思いがあったと言っていたが、私も同じように考える。基地がある限り、いつ他国から狙われてもおかしくないし、また戦争になってしまった場合、間違いなくその基地は使われると思う。私は、今日の講義を聞き、今現在も日本には米軍基地がまだ多数存在するが、日本政府は、日本の領土内に他国の軍事基地があることについて実際のところどのように思っているのか、一層知りたくなった。実際に米国が戦争を起し、日本の基地を使うとしたら、日本はどうなるのか、私は日本国民として知っておきたい。

先週見たビデオの感想は、1956年10月12、13日に起きた農民などと警察官とのぶつかり合いは、農民たちの人数に比べ、警察官の人数が圧倒的に多く、警棒で農民を叩いている姿が目立った。それでも農民の人たちは、引き下がらず、警察官の前に立ちはだかっていた。ここで、1番印象に残った言葉は、「土地に杭を打たれても、心に杭は打たれない」である。私はこの言葉から、農民たちはお互いを信じあい、団結していたのだと思う。この砂川事件から、私は団結力のすばらしさを知ることができた。

4年 上運天智貴

今日の話の中で、心に伝わってきたのは「平和」に対する願い、戦争は、絶対にいけないということだった。映画については、私の故郷である沖縄にも多くの米軍基地があるので人ごとではないような感じで見ていた。毎年、沖縄で行われるデモ活動と重なるような場面が、いくつもあった。また今日土屋さんの話を聞くことで、先週見た映画がよりリアリティをもって自分の中で考えられるようになった。今回の授業をきっかけに、私も基地の問題についてもっと真剣に考えてみようと思った。

4年 萩原勇輝

(アメリカで発見された) 外交文書の内容について、敗戦国であるとはいえ、日本の司法に対して、要求、もしくは圧力をかけられたということになる。これを事実とするならば、かなり問題がある。関連する日本側の資料の存在、それがまた1つの鍵となり得るだろう。「伊達判決」を過去の判例の1つとして認識するだけでなく、今これをどう捉えるかが必要であろう。

砂川事件について言えば、そもそも逮捕から跳躍上告までの経緯には少々疑問というか、強引さが見受けられる。安保条約があったにせよ、デモ隊に悪意があったわけではなく、わざわざ捕まえて起訴するレベルのこととは思えない。嚴重注意ぐらいでよかったのではないか。「伊達判決」が、安保条約と米軍駐留を違憲としたことは、特筆に値する。2審があったとしてどうなったかわからないが、いきなり跳躍上告には無理がある。しかも最高裁判決は、相当無理な理屈で道理を押しつぶした感が否めない。発見された外交文書は、1つの事実を明らかにし、それは、砂川事件だけでなく、これからの日本の平和にも影響を及ぼすであろう。

項目別にまとめた他の受講生の感想

I 土屋さんの講義について

1) 学生時代、学生運動について

- * 今の大学生と昔の大学生との思想の違いが良くわかった。やはり、戦争を経験していると平和を願う思いが熱く、情熱にあふれていたんだなと思った。
- * 自分たちと歳が変わらない学生たちが、原水爆禁止や基地反対などを訴える活動をしていたということに驚いた。
- * 今の大学では、学生運動などないので、「闘争委員会」というのに驚

いた。

- * 昔の学生は、デモをするにしても自分たちで地域の人々と仲良くなり、一緒にデモをするなど今の人ではできないことをして凄いと感じた。
- * 学生運動が激しかったといわれていた明治大学は、やはり激しかったのだなと思った。今は、学生運動というものではなく、またする必要もないが、少しくらやましくも感じた。
- * 今まで見た学生運動は、武器をもったりしていたけれど、今回見た学生運動は、何も持たず、立っていただけだった。こういう闘い方もあるのだなと思った。
- * 「学生運動」というのは、土屋さんが言ったように、「ヘルメット被って棒持って」というイメージがあり、結構重たい印象があったので、土屋さんの話の中に、「ちょっと遊び心もあった」と聞いてイメージが変わった。
- * ヘルメットや棒なしの無抵抗には驚いた。
- * 土屋さんの話を聞いて思ったことは、自分たちは恵まれているというものだった。昔は学生運動やデモを行って米軍や政府を相手に闘う等、不満に対して行動を起こしていたのに、今の日本は、口先だけで不満をあらわにするだけで、平和ボケしていると思った。
- * 平和を求める闘いというのは、何も国外に向けたものだけではなく、国内でも頻繁に行われていたことを知った。その土地にまったく関係のない学生が、土地の人たちと一丸となって共に闘うというのはすばらしいことだと思った。学生運動をしても物質的見返りは何もないのに、共に憤慨できたのは何故だろう。「遊び心があった」にしても今の私たちには絶対できない。

2) 戦争、平和、基地について

- * 基地拡張反対デモは、金のためではなく、基地拡張＝戦争を行うことにつながるということに対する反対、つまり平和のための運動であったということが印象に残った。
- * 平和のための運動で、人が争うなんて、人ってうまくいかない生き物だなと思った。
- * 土地を取用されるのは無償ではなく、有償だが、その値段を吊り上げるために闘っているのではなく、基地拡張は、戦争につながるということで闘っていたという話が特に印象に残った。
- * 朝鮮戦争のとき、日本にある基地から米軍の飛行機が飛んだそうだ。米軍の飛行機といえども、なんだか変ではないのか。アメリカの戦争を手助けしている。これが「戦争放棄」と言えるのか。
- * 土屋さんが、小学校4年で疎開したということが印象に残った。自分が、小4の時は、戦争など考えもしなかった。自分が今生活している環境は、恵まれていると思った。
- * 今日、憲法9条の意味が段々薄れつつある。戦争を起こしてはいけないことは、過去に学んだことであり、これからもそれを守り続けなければならない。だからこそ、土屋さんが言われたとおり、砂川事件を例に過去ともう一度向き合い、私達これからの人達が語り継いでいかなければならないと思った。
- * 米軍立川基地といったって、元は日本の土地なのに、ちょっと侵入しただけで逮捕されるのはおかしいと思う。

3) 裁判について

- * 最高裁長官とアメリカ大使の面談は、司法に政治が介入していることだが、当時の日本は、アメリカの顔色を伺っているようですよごく嫌だ

など思った。公文書の不開示は、きっと政府にとって都合の悪いことを隠しているだけだと思った。

- * 憲法の授業でやった「統治行為論」が話に出てきたが、これは、土屋さんたちの行動に対して出てきた論だということに感動した。
- * 司法権に政治的な力が加わることは、絶対にあってはならないことだと感じた。今も自衛隊の位置づけが注目されているので、ぜひ過去の判決を生かし、日本がこれからも平和な国家であり続けていければ良いと思う。
- * 砂川事件というのは、教科書の中だけの出来事だと思っていたが、今回、実際に参加した人の言葉を聞けてとても新鮮だった。「伊達判決」は、決して昔の裁判ではなく、現在も影響していることがわかった。

II DVD『砂川の熱い日』について

- * 映画の内容は、「ちょっと脚色しているのだろう」と思っていたが、今日の土屋さんの話で、「あんなことが現実にあったのだ」と思った。映画は、ドキュメンタリータッチで砂川事件を分かりやすいものになっている。
- * 白黒の映像というところで、本気を感じた。
- * 農民たちが、進撃してくる警官隊に「お前らも農民の息子だっただろうが」と言ったら、空を見上げて涙をこらえる者もいたという証言が、印象に残った。
- * 映画を見て、日本にもこんな時代があったということを知った。今の日本は、とても平和なので想像もできない。だが当時の人たちが、体をはってデモ行進を頑張ってくれたお蔭で、私たちは平和に過ごせていると思った。日々感謝の気持ちで生活していきたい。
- * 警官隊が、ごくごく普通の人（それも老若男女お構いなく）を殴る蹴

「市民参加・情報開示が必要」

「砂川事件」元被告と「横浜事件」弁護士

開かれた司法、2人に聞く

市民が参加する裁判員制度が始まって約1カ月。山梨学院大学法学部の市鈴子教授（法学部）の授業では22日、「砂川事件」の元被告と、再審で免訴となった「横浜事件」の第3次再審請求弁護団の弁護士を招いて公開授業が開かれた。入った授業後、開かれた司法について2人に聞いた。

裁判員制度1カ月
山梨学院大学法学部
公開授業に招く



「砂川事件」元被告の土屋源太郎さん



「横浜事件」第3次再審請求弁護団の吉永満夫弁護士

この日の公開授業には、法学部の学生も教授ら約100人が詰めかけ、裁判に深くかかわってきた人の人生や体験に耳を傾けた。公開授業に参加した吉永満夫弁護士は東京弁護士会所属。1943〜45年にかけて雑誌編集者らが治安維持法違反容疑で逮捕され、4人が獄死した「横浜事件」の第3次再審請求弁護団の弁護士の一入だ。殺人事件などの刑事裁判や情報公開請求訴訟なども扱っている。

裁判の大切さや責任の重さを実感しているからと、吉永永弁護士は「判断を断る」「いざとならぬと人間性」をすすめる。行政の過ち、医師の過ち……との職業でも仕方がない。しかし、裁判所はそれをやっつけいけない。人々の最後の救いだから。日本の司法制度は、海外の制度も参考にとらわれてきた。吉永永弁護士は「米国では裁判官といふ少数の人たちが決断を求めているが、陪審員制度による市民のチェックが1セクターが中心でいっている。これが有効に活用されればいい。重要性を認識する。市民が刑事裁判に参加して審理や判決にかかわる制度がいよいよ動き出し、司法への関心は高まっている。その

うなか、裁判にかかわることに不安を抱く市民もいる。そんな市民に対して、吉永永弁護士は「不安はあるだろうが、僕は推理小説が読める人は誰でも判断できる」と思っている。証拠から犯人が誰かを推していくと。裁判も同じでしょ」とアドバースする。

一方、授業で講師を務めた土屋源太郎さん（71）は静岡市に「砂川事件」の元被告だ。57年7月、東京都砂川町（現在の立川市）にあった米軍立川基地の敷地内に千名級がフエンスを押し倒して侵入し、その後、日米安全保障条約に基づき刑事特別法違反容疑で逮捕、起訴された。当時、59年3月30日、安部条約に

よる米軍駐留は憲法9条に違反するとして東京地裁で無罪判決を受けたが、その後、最高裁が「審判判決を覆し、差し戻し審で罰金の有罪判決を受けた。判決から約半世紀後の昨年、米国立公文書館で見つかった外交文書に、外相が米国駐日大使と面会して断路上晋するに話し合われていたことや、担当裁判長である最高裁長官が大使と会って判決の是非について話していたことが分かっていたと知らされた。

こうした経緯から土屋さんは、裁判にかかわる情報の大切さを感じ、「情報開示は司法の中立につながる」と話す。時間がたつたとしても検証可能になるからだろう。

2009.6.23「朝日」

- るしている映像は衝撃的だった。「本当に日本？」と思ってしまうくらい、今の日本からは想像もつかない。
- * 歌や説得で対抗していたが、そんなことは、馬鹿馬鹿しいと思って見れていたが、案外実るものなのだった。
 - * この映画は、他の多くの人たちにも見てもらい、伊達判決、憲法9条のあり方について、みんなで考えるべきだと思った。

④ 大口昭彦氏講義

法学科公開授業

外部講師による次の授業を公開いたします。関心のある学生、教職員の方々は学部学科を問わず、自由にご出席ください。

法学科 布川玲子

日時 12月21日（月）4 時限

教室 7-202

講師 大口 昭彦弁護士（第二東京弁護士会所属）

* 「韓国人軍人軍属訴訟」、「靖国合祀絶止訴訟」原告訴訟代理人

テーマ もう一つの靖国訴訟——韓国人遺族からの訴え
「戦後補償と合祀取消」——

対象授業 布川担当科目 「現代社会と法B」、演習Ⅱ・Ⅲ

松本武彦教授担当科目 「東アジアの歴史と社会Ⅱ」、「東洋史Ⅱ」、「総合基礎教養セミナー」

韓国人靖国訴訟について

2009・12・21 大口昭彦

1 訴訟の概要

2 問題点

- ① 韓国人にとっての靖国神社問題
- ② 靖国神社を被告として、合祀絶止を訴訟上求めることについて
- ③ あるべき解決。いわゆる「分祀」(分遷)問題

3 靖国神社問題

- ① 靖国神社の特殊性
- ② 靖国神社の性格
 - i 1951・4・施行の宗教法人法に則り、1952・9 東京都知事の認証「宗教法人『靖国神社』規則」制定。「規則」による靖国神社の目的「本法人は、明治天皇の宣らせ給ふた『安国』の聖旨に基づき、国事に殉ぜられた人々を奉斎し、新道の祭祀を行ひ、その神徳をひろめ、本神社を信奉する遺族その他の崇敬者を教化育成し、社会の福祉に寄与しその他本神社の目的を達成するための業務及び事業を行うことを目的とする」(規則3条)
 - ii 「靖国神社社憲」前文「本神社は明治天皇の思召に基き、嘉永6年以降国事に殉ぜられたる人々を奉斎し、永くその祭祀を奉行して、その『みたま』を奉慰し、その御名を万代に顕彰するため、明治2年6月29日に創立された神社である。」
 - iii 1879年6月に東京招魂社から、別格官弊社靖国神社として改称・列

格された際、25日に挙行された臨時大祭に派遣され参向した勅使の読上げた「祭文」

「天皇（すめら）の大命（おおみこと）に坐（ま）せ、此広前に……を使と為（なし）て、告給はくと白さく。掛巻も畏き畝火の榎原宮に肇国知食（はつくにしろしめし）し天皇（すめら）の御代により……天下（あめのした）の政の衰頽（おとろえ）たるを古に復し給ひ、明治元年と云年より以降（このかた）、内外（うちと）の国の荒振冠等（あだども）を刑罰（うちきた）め、不服（まつろわぬ）人を言和（ことやわ）し給ふ時に、汝命等（いましみことたち）お赤き直き真心を以て、家を忘れ身を擲（なげうち）て、各（おの）も死亡（みうせ）にし其大勲功（いさお）に依てし、大皇国（おおみくに）をば安国と知食（しろしめ）す事そと思召すが故に、靖國神社と改称（あらためとな）へ、別格官幣社と定奉りて、……恐（かしこ）み恐み白す。」

外部講師による公開授業（受講生感想）

布川玲子

法学科では、去る12月21日（月）の布川担当授業「現代社会と法B」の授業に外部講師を招き、次のような学内向け公開授業を行った。受講生は、80余名で、以下の感想に見る通り、司法の現場で、現代の重要課題に取り組んでいる講師の話に熱心に聞き入った。なお、講師の大口弁護士は、授業後も長時間にわたり、学生との懇談の時間を割いてくださった。

テーマ もう一つの靖国訴訟

——韓国人遺族からの訴え「戦後補償と合祀取り消し」——

講師 大口昭彦弁護士 「韓国人軍人軍属訴訟」、「靖国絶止訴訟」
原告訴訟代理人

学生感想

- * 実際に現在、弁護士として訴訟に関わっている人の話を間近に聞けてよかった。
- * 今から60年前に戦争は、終わったと思っていた。しかし話を聞いて姿を変えて戦争はまだ続いているのだと思った。
- * 大口さんは、「もともとは日本人が起こした戦争に韓国人が兵隊として戦場に狩り出され、本来なら死ぬはずのない韓国人が何万人も死んでしまった。これはおかしいじゃないですか」言っていたが、その通りだと思う。確かに戦死者を祀ることは大切であるが、まずは、遺族の元に返してあげるのが日本の義務であると思った。
- * 5万人に及ぶ旧植民地の台湾、韓国、朝鮮の人々が靖国神社に祀られたままで祖国に帰れないのはかわいそうだと思った。
- * 靖国神社を巡る問題は、沢山あるのだなと思った。改めて日本は、この戦争のことを考える必要がある。
- * 靖国神社には、日本人だけが祀られていると思っていたが、韓国や台湾の方々の方が5万人近くも祀られていることをはじめて知った。日本の戦争に巻き込まれ、さらに日本の神社に勝手に祀られれば遺族の方々が怒るのはもっともなことだと思う。誰でも自分の家族が亡くなれば、自分の国で自分の手で祀りたいと思うはずである。その心を見殺しにして勝手に靖国神社に合祀し、遺族が合祀取り消しを求めてもそれに応じない。また補償に応じない。これはあまりにひどい。

もっと遺族の気持ちを考えるべきだと思う。

- * 侵略戦争の美化とか、分祀問題の前に、つまり国の問題の前に、過去に戦争によって苦しんだ人は大勢いるのだから、個人の問題に取り組むべきである。
- * (靖国側の)「追悼の自由」と聞くといいように聞こえるが、国が変わる問題なのだから、その点はあたらなと思う。
- * なぜ、小泉首相が参拝してはいけないんだ、と思っていたが、今回の話を聞いて、韓国での参拝批判の気持ちが分かった。
- * 靖国神社に祀られるのは、戦争政策の役に立った人だけだというので前からそれは、不平等ではないかと思っていた。しかし、韓国人遺族からすれば、逆に祀られるのは嫌だということだが、そう思うのは、もっともなことだと思った。
- * 戦争で亡くなった方を祀ること自体は間違いでないと思うが、祀る基準があまりにも曖昧であると思う。
- * 私は、靖国神社は無くなってしまっはいけないと思う。靖国の存在は、「戦争があった」という一つの証しでもあると思うからだ。
- * 確かに、戦犯だった人たちと同じところに祀られるのは嫌かもしれないが、神社に詰め寄って争うことは、日本の神道に対しての侮辱ではないかと誤解してしまうところもある。

2年 古賀拓也

靖国神社参拝問題は、テレビのニュースや特集番組で取り上げられることが多いため、よく知っていたが、この訴訟は知らなかった。今日のこの授業によって、改めて、国家元首である総理大臣が、太平洋戦争における戦犯が祀られている神社を参拝することの問題の重大さが認識できた。

また、講師の大口弁護士の話から、旧植民地出身者であるために戦後補償を受けられず、なおかつ戦死した際には日本人であったという理由で生

まれた国で眠ることができず、日本で英霊として祀られている親族を韓国に連れて帰れない遺族の怒りがひしと伝わってきた。

ここ最近、この授業で取り上げられた「蟻の兵隊」にしろ、「横浜事件」にしろ、戦時中に行った行為が原因で起こされた訴訟を、理由とはいいいがたい理由を言い訳にして、免訴にしたり、上訴棄却したりと、日本政府は、自分たちが犯した罪を勝手に終わらせて償っている気になっているのが本当に腹立たしいと思う。日本政府は、こうした事実を認め、被害者や遺族に謝罪すべきだと思う。

3年 石田祐一

戦争を経験していない自分にどこまで考えることができるかわからないが、当時は、「命」というものが国家的に軽視された時代のように思う。わが国は、第二次大戦中、多くの犠牲を払い、戦火の中国民全体がそれに飲み込まれていった。当時の若い男性は、戦場で命を落とし、国に残された遺族は、とてつもない苦労を余儀なくされた。われわれ日本国民も被害者である。しかし、当時日本軍に、ある日突然に徴用されたり徴兵された韓国人は、われわれ以上に被害者であったに違いない。われわれ日本人が過去に犯した罪についてわれわれが日本人として礼をもって彼らに謝罪することは、過去とこれからの日本人において大切なことである。

4年 項 雅静

大口昭彦弁護士は、旧植民地出身者の合祀問題について、「補償については、国籍が違うとって排除し、合祀については、死んだときは、日本人だったからという。とんでもないダブルスタンダードです。合祀の継続は、隣国の友人たちを苦しめているのです。」とって批判した。今まで勉強したことがなかったことを今回、韓国人遺族からの訴えとして戦後補償と合祀取り消しを結び付けて勉強できてよかった。

4年 荻原勇輝

どのような意志をもって韓国の人たちが、日本のために戦場に行くことになったのか知ることにはできないが、少なくとも強制的に日本人とされて、死んで来いといわれて、素直に分かりましたという人間はそう多くないだろう。そして死後は、英霊として靖国に祀られている。このように肉体から魂まで拘束されて遺族が合祀に同意できるわけがない。死亡した時点で、(韓国人でも)日本人だったから日本人、でも韓国人には、恩給は支給しませんというのなら日本人であったことも否定することになる。国が、この論理構成の矛盾に気づかない筈はない。

また、分祀はできないといっているが、靖国としては、強制的に近い形で奪った魂は、すでにこちらのものだから返しませんとでも言いたいのであろうか。仮に「神」に魂の所有権があるとしても、宗教法人に魂の所有権があるとはとても思えない。天皇の敵と戦ったものは、英霊として祀られるということだが、その内容は問われないというのはいかなものか。天皇のためというお題目なら問題がないという理論が当時は通ったとしても現代の常識では非難を受けることであり、世界を敵に回す覚悟を要することが、そこには含まれている。こういったことを置き去りにして、(旧植民地出身の戦没者を)合祀することは、日本人から見ても疑問を抱かざるを得ない。この問題は、韓国人だけでなく、戦争に対し疑問を投げかけることもできず、戦場に散った日本人についても無関係とはいえない。



● 山梨学院大学ブログ
トップページへもどる

布川 玲子

TOP > 法学科 > 布川 玲子 > 靖国神社韓国合祀絶止(ノーマサ)訴訟 判決言い渡し(2011・7・21東京地裁)傍聴記

法学科

靖国神社韓国合祀絶止(ノーマサ)訴訟 判決言い渡し(2011・7・21東京地裁)傍聴記

布川 玲子

2011.09.22 15:49 | 授業・学生関連 | 投稿者:布川玲子



原告たちが、ノーマサ訴訟と呼んでいるこの裁判、裁判所の事件名は、「平成19年(ワ)第4657号 第二次大戦戦没犠牲者合祀絶止等請求事件」である。

原告は、韓国人 9名、被告は、国と靖国神社である。

7月21日の東京地裁103号法廷は、報道関係者、韓国人支援者で満席で傍聴できなかった人たちも多い。私は、傍聴できたが、なんともあつけない判決言い渡された。

判決主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は、原告らの負担とする。

上記主文を読み上げ、後は、判決要旨をお配りします。と述べただけで、数秒もかからなかった。

私は19回に及んだこの裁判の最終公判(本年2月24日)とその前に1回傍聴できたただけだが、関心を寄せてきたので残念である。戦後補償の精神的な側面として、その完成のため必須の裁判であると思う。控訴審に期待して見守っていた。

事件の詳細等については、後期「現代社会と法」の授業で扱うつもりである。なお、2009年12月、この授業に外部講師として大口昭彦弁護士(本訴訟の主任弁護士、布川の大学時代の同期)をお招きした際の法学科ブログが、バックナンバー(2010・01・25)に保存されているので参照していただきたい。

この記事のURL



◎ ブLOGGER 一覧ページへ

● 学科

法学科	政治行政学科	現代ビジネス学科	経営情報学科	管理栄養学科
-----	--------	----------	--------	--------

■ キャンパス

カレッジスポーツ	学生チャレンジ	ランゲージオフィス (Language Office)	学生サービス	学園情報
----------	---------	--------------------------------	--------	------

附属中学・高等学校ブ
ログ

● 学外コミュニティ

コミュニティ(学外開放
サイト)

モバイル版



お使いの携帯電話からも
ご覧いただけます。
<http://blog.ygu.ac.jp/m/>

⑤ 浜口龍太氏講義

法学科「現代社会と法 A」公開授業

布川玲子

以下の授業を公開しますので、関心のある学生、教職員の皆様は、学部学科を問わず、どうぞ自由にご出席ください。

期日 5月10日（月）4時限 7-202教室

講師 浜口龍太氏

八王子保健生協理事、「結の会」（障害者の自立を支援するさまざまな活動を行う NPO 法人）監事、JVC（日本国際ボランティアセンター）会員、元駿河台大学非常勤講師（ボランティア特講担当）、国連ボランティアとしてカンボジア、スーダンで活躍。

テーマ 「現代社会とどう関わるか—世界と日本と自分—」

山梨学院大学法学科「現代社会と法」公開授業（担当布川玲子）
2010.5.10

現代社会とどう関わるか——世界と日本と自分——

浜口龍太氏

JVC（日本国際ボランティアセンター）会員、八王子保健生協理事、
元駿河台大学非常勤講師（ボランティア特講担当）、NPO 法人結の会監事

はじめに

戦後史の中の自分

1) 生い立ち

台湾と日本

2) 学生時代

ベトナム反戦、反安保、沖縄闘争の中で

3) 国際ボランティア活動

カンボジアでの体験

スーダンでの体験

4) 国内（地域）での活動

八王子医療生協

結の会

5) 結び

その時その時の「現代」と格闘してきて、今見える世界と日本と自分
これからをどう生きるか

現代社会とどう関わるか

―第二次世界大戦後の世界と日本と私

浜口 龍太（66歳 八王子在住） 2010年 5月

1944年当時の植民地だった台湾に生まれる。父は国民小学校教師。

外地生まれは何故

台湾は1895年日清戦争で日本が勝利した結果「下関条約」により日本に「割譲」され、以後50年間日本の植民地となる。当時朝鮮も日本領土であり、「満州帝国」は日本の傀儡国家であった。1910年韓国併合一朝鮮半島での日本統治始まる。

1944年当時の台湾

皇国皇民化運動・台湾人の母語使用制限・新聞の漢文欄を廃止・改姓名運動・教育現場で母語の使用禁止。

太平洋戦争は米軍の優勢が決定的となり、サイパン島玉砕、マリアナ沖会戦敗北、インパール作戦破綻、グアム島・テニアン島の守備隊全滅、そして本土決戦の可能性が高まってきた。台湾から沖縄そして本土と米軍が攻めてくると予想し台湾軍は臨戦体制下にあった。実際は台湾へは空襲のみで、米軍は沖縄上陸作戦を展開した。

なぜ台湾を戦場にしなかったのか。一制空権を米軍が掌握・台湾で無理に犠牲を払う必要はない。

1941年「高度国防国家体制」樹立のためにと国民的国策協力団体「皇民報公会」が組織される。1942年「陸軍特別志願兵制度」1943年「海軍特別志願兵制度」により1万7千人が入隊

1945年4月沖縄戦開始6月終了「鉄の暴風」と呼ばれる。8月広島長崎への原爆投下、ソ連軍参戦

1945年8月15日日本はポツダム宣言受諾・敗戦

台湾総督府の解散、台湾軍の武装解除、中華民国政府への政権移行。当面は旧来の統治機構を維持し通貨や経済活動もそのままにして徐々に中華民国の傘下に移していった。

日本人引揚げ

連合国軍総司令部 1945・09・27

終戦連絡中央事務局宛

(件名) 引揚法人持参金ニ関スル件

(要点) 携帯金額ハ将校・最高五百円 下士官オヨビ軍属・最高二百円
一般邦人・最高千円ヲ限度トシテ超過分の円通貨ナラビニ他ノ
通貨ハ没収、衣類オヨビ個人財産(有価証券、財政上の証書、
宝石類を除ク)ノ携帯は許可サレル

引揚者の数

陸海軍人 16万1000人

在留日本人 28万5000人

中国側の要請により 7200人の官吏・学者・教員・技術者が家族2万500人と残留 さらに、沖縄県民と沖縄出身の軍人、約1万人はアメリ

カが琉球民生府を樹立したため帰れずにいた。

1946年4月 私達一家5人は内地に引揚げ

戦後の混乱と食料不足 内地に経済的な基盤がほとんどない所からの生活の開始

広島・東京・横浜と移転する。父は再教育を受け、中学校の教員に就職。その後しばらくして青年期に培った価値観が崩れ、戦後の社会で生き方を見失いギャンブル依存症に陥る。

私は貧困で苦勞

小中高と横浜の公立学校に通う。高校で支援者に助けられる。

1963年早稲田大学政経学部入学 1965年日韓条約反対闘争参加。1966年早大
大学費値上げ・学生会館管理権闘争の責任を問われ除籍処分。学生運動から反戦青年委員会運動へ。

ベトナム反戦・反安保・沖縄闘争

反戦・反ファッショ・反合理化 自立・創意・統一

工場現場の労働者として生きる

1976年八王子に転居、職場も市内の自動車板金修理工場に見つける。

1986年八王子に家を買う。

このまま自動車修理工場で働き続けるのかと悩む

1991年日本国際ボランティアセンター（JVC）の職員に採用されカンボジャに行くことになる。11月より準備にはいる。

1992年初頭カンボジャ難民帰還事業のためカンボジャにはいる。国連ボランティアの身分も受ける。94年3月まで現地で仕事。4月帰国。

カンボジャボランティアの経験と教訓

カンボジャという国

ベトナム戦争とカンボジャ内戦

ポル・ポト時代

ヘン・サムリン時代—難民と内戦・国際的孤立

パリ包括和平協定成立 UNTAC 時代

総選挙が行われカンボジャ王国成立

1997年フンセン首相、シャヌーク派を追放する軍事クーデター実行、独裁体制を固める。

経済発展と格差の拡大 役人と商人の結託による土地収奪 教育の貧困 悪い統治

1994年10月より、損保代理店と車検代行業を主とした自営業を始める。

これは老いた父の終末を見届ける責任をはたすために、家を仕事の場にする必要があったから。

地域の「結の会」事務局長や八王子保健生協元三支部の役員を担う。また、大学の非常勤講師を7年ほどやる。

2005年 02年に父を送ったあと2度カンボジャ訪問。現地の技術学校の要請により4月から6月までJIKAの専門家としてプノンペンで働く。

2006年 JVCの要請によりアフリカの南部スーダンで修理工場の再建の為に働く。

スーダンボランティアの経験

スーダン共和国の概要 アフリカーの領土 豊かな穀倉地帯を持つ

イギリスによる南北分断統治の後遺症 北部の開発と南部の低開発

1955年第一次スーダン内戦が勃発 南部と北部の対立

1956年1月1日スーダン共和国成立

1972年2月 政府と南部スーダン解放運動（SSLM）との間で和平協定（アジス・アベバ協定）が締結、第一次スーダン内戦終結。協定には、南部自治権の容認が含まれた。

1983年5月第二次スーダン内戦勃発

2005年1月 南北包括和平合意成立

- 1、自治権を有する南部スーダン政府の成立
- 2、アル・バシールを大統領、ジョン・ガランを第一副大統領とする暫定政府の発足
- 3、大統領選挙・議会議員選挙の実施（2010年4月に実施）
- 4、南部スーダンの独立を問う住民投票の実施（2011年予定）
- 5、南部の宗教的自由（イスラム法の不適用）
- 6、南部スーダンで産出される石油収入の南北原則均等配分

スーダンでの仕事

2006年2月 南部スーダンのジュバで UNHCR の車両整備のため、修理工場を再建する調査を実施（JVCとして）

2006年5月～7月修理工場再建の作業にはいる。

2007年11月 交通安全教育の指導

2008年4月 職業訓練校自動車科の設備とカリキュラム充実のために調査

いまの課題

八王子保健生協へのかかわり

出資し、運営し、利用する三位一体

老いを生きることの不安—介護保険法 後期高齢者医療制度

地域に安心のネットワークをつくる

⑥ 明田川融氏講義

法学科公開授業のご案内

法学科教授 布川玲子

普天間基地移設問題は、今日、最大の政治課題となっているが、この難問を理解し、判断しようとするとき、沖縄と、日本本土およびアメリカとの近現代の関係史をたどる必要に迫られる。しかし、本土に住まう私たちは、この辺の認識が薄く、日本国全体の安全保障に関わる問題であるにもかかわらず、切実感と十分な問題理解に欠くことは否めない。以上のような問題意識から、ご専門の講師をお招きして次のような公開授業を開催します。関心のある教職員、学生の皆様は、どうぞ自由にご出席ください。

記

期日 12月24日（金） 月曜代替授業日 4限（2時40分～4時10分）

実施授業科目 「現代社会と法B」（担当 布川）

教室 7-202

テーマ 沖縄の近現代史と米軍基地問題

講師 明田川 融先生

1963年生まれ 法政大学沖縄文化研究所所員 法政大学、東京女子

大学、立教大学ほか非常勤講師 著書『沖縄基地問題の歴史』みすず書房（2008）、『日米行政協定の政治史―日米地位協定研究序説』法政大学出版局（1999）ほか多数。

「現代社会と法B」（担当布川）公開授業 2010.12.24実施(学外講師による講義)

テーマ「沖縄の近現代史と米軍基地問題」講師 明田川 融先生

受講生感想

- 最近、ニュースで沖縄の普天間米軍基地についてよく聞かすが、今日の話聞いてニュースでやっている沖縄とアメリカについては、ほんの一部であると思った。本当の問題は、昔に遡って当時の条約や調印などによって現代の問題が起こっていることがわかった。普天間の飛行場では、嘉手納基地改修のため空軍が発着陸し、夜間も多くの訓練が行われているとのこと。これに対し日本が何の処置もとらないのに疑問を感じる。沖縄県民の中にも基地批判が多い。しかし県民の多くが基地で働いているので、基地がなくなったら雇用問題が出てくとも思う。沖縄と米軍基地は、切り離せない関係になっていてその中で問題が、いろいろと深刻化してきていると思った。
- 現代では、アメリカ軍の駐留がかなりの問題を引き起こしているが、もともと日本側が、アメリカ軍が必要だといって駐留を認めたのだから仕方がないことだと思う。しかし、起きている問題にもよるが、互いにしっかりと意見を述べ尊重しあっていくことが大切だと思う。
- 米軍基地がある為に騒音や事故が絶えることがない沖縄では、基地が住民を悩ませ、人々は、自由に住むことができないことを知り、沖縄問題に関心がなかった私にも現地の人々の苦しみが目に浮かびました。

しかし、この米軍基地を全てなくしてしまえば、現地の人々の生活が崩れてしまうと思います。基地の近くで働いている人も沢山いると思う。その人たちの仕事を奪ってしまえばまた大きな問題につながります。多くの問題を抱えているこの問題が良い方向へ進んでほしいと思います。

- 今日のお話を聞いて、これまで中学や高校などで何度かこの問題について学ぶ機会があったが、初めて聞くことが多く、深く学ぶことができた。行政協定の合意について、アメリカ側に好きなようにされているのではと思うが、日本側も日本にとって良い点があると考え合意したと思うので、現在問題となっている米軍駐留については互いによく話し合い、考えて改善していくべきだと思う。基地の実態について、騒音防止の協定があるにもかかわらずその協定内容がまた問題であるようなので付近住民の安心な暮らしのために早く解決してほしいと思う。
- よくテレビで沖縄駐留米軍の兵士たちが起こす事件が報道されるが、今日の話聞いて改めて自分の住んでいるところに基地がなくてよかったなと思った。
- 沖縄の「治外法権」状態が良く分かった。レジユメにある嘉手納基地付近住民の苦情を見て私が思っていた以上にひどかったのが驚いた。本当に困っていることが伝わってきたので、何とかしてあげてほしいとは思うものの“動かす”という風になったとき、わたしの住んでいる町にくる……となったら私も正直言って困るのでどのように対応していいか、わからない。
- 1972年に沖縄は日本に返還されたが、いくつもの基地や演習場があるのを知り、まだ占領が続いているようだった。基地付近住民の騒音や事故の被害について、どうしたら沖縄の人々が平和に暮らせるよ

うになるか、もっと考えなければならぬと感じた。

- 私も沖縄に遊びに行ったとき、知人の関係で基地に入らせてもらったが、「時速15キロ以上で走ったら撃たれる」という看板があった。アメリカに日本は、ビビっている気がする。
- 沖縄の基地問題は、沖縄県内の問題だけではなく日本中の問題だと思う。この問題をしっかり追及していきたいと思う。
- (留学生の感想)
 - * 日米安保条約、普天間の米軍基地問題は、日本にとって深刻な問題のようである。鳩山前首相は、この問題処理に失敗して辞職した。
 - * 米軍基地の使用期限は、無期限で、米軍犯罪者の引渡しや裁判権も十分ではない。騒音もひどいという。日本人は、よく我慢していると思う。日本は、米軍に対して優しすぎる。
 - * 沖縄の人たちは、とてもかわいそう。
 - * 普天間飛行場や嘉手納基地の付近住民の多大な迷惑、被害について、日本政府が、何とか政策を出して人々に優しい生活環境を作り出してほしい。

3) むすび——本講義終了に当たり

私は、本年度末で定年退職を迎え、本講義の担当も終わることとなる。4年間は、そう長い期間ではないが、こうして振り返ってみると、意図したことは、やり尽くした充足感がある。前任科目「法学」（1年次配当、準必修科目）では、1)はじめにで書いたような視座を持ちながらも、対象年次と科目の性質上、「併せて法律学（実定法学）の基礎知識を提供する

こと」も心がけていたので、自らに課す講義上の制約も大きかった。本講義では、新設時のカリキュラム担当者から〔法学〕担当者を実定法学者=いわゆる憲・民・刑担当者に変更し実定法導入科目の性格を強めることと引き換えに、こちらで、)「思いっきり、のびのびやってください。」といわれたこともあるが、私自身も私の考え、意見を鮮明にすることにより、学生の関心、異論、反論、反感、あるいは、同感を喚起する授業にしたいと思った。上掲受講学生の感想文は、公開授業についてのものだが、そこからも、本講義全体を通じての私のこのような意図は、通じていたように思われ安堵している。ただし、配布資料については、教室で、授業時配布する資料としての適切さの観点から十分吟味し、慎重に取捨選択したつもりである。

公開授業のテーマおよび講師選択の意図については、それぞれの上掲案内文中等に手短かに記してあるので、繰り返さない。ただ、ここでは、鈴木邦男、大口昭彦、浜口龍太の3人の講師について少し述べておきたい。やや私事に亘る嫌いもあるが、最終講義に替えての本稿の趣に免じてお許し戴きたい。

〈鈴木邦男氏、大口昭彦氏、浜口龍太氏、そして私〉

上掲 2)各講師の項でも一部触れているが、3人は、私の大学学部（早稲田大学第一政治経済学部）での1963年度入学の同期生、そのうち、鈴木、浜口両氏とは、1年次の同級生でもあった。そして当時は日本中の大学を席捲し、東京大学では、入学試験が中止されるまでにいたる大学紛争の嵐の時代の幕開けであった。きっかけは、授業料値上げ反対であったが、今思えば、私たちは、日本や世界の政治状況、社会状況、大学に対する様々な憤懣の坩堝の中にあった。学生運動の高まりは、一部の活動家集団が、一般学生を巻き込み、いわば大衆運動の趣を呈するにいたった。各派閥が

連合して、全共闘会議を組織し、運動を展開していった。いわゆる、全共闘時代であり、私たちは、全共闘世代とよばれる⁽³⁾。

早稲田大学の紛争、闘争も激しかった。その中で、大口、浜口両氏は、全共闘中枢の指導者であり、退学処分されるに至る。一方、鈴木氏は、反全共闘運動を組織、指導するいわゆる右翼グループの指導者である。私は、どちらかといえば、全共闘グループの周辺で右往左往している（急進左翼活動家からは、ノンポリドジカルと馬鹿にされる）ノンポリラジカルであった。しかし学友会（自治会）のクラス委員だったので、この紛争、闘争の中、一般学生も傍観者であることは許されない、と考え、一般学生の「3年生（後4年生）集会」の創設に関わり、紛争、闘争に参加していった。紛争は長引き、定期試験ボイコット、ストライキ決議採択、大学封鎖と、激化していく中、一般学生も含め、大勢の学生たちが、学内に立てこもり寝泊りするようになっていった。知り合いの女子学生が、立てこもり中の窓から、下を歩く私に手を振った。私は、立てこもりや、ゲバに参加できず、さりとて、友人の女子学生のように、「女ができるのは差し入れよ」といって、バイトで稼いだお金で、新宿中村屋の肉まん、あんまんを沢山買って夜更けに颯爽と現れるようなこともできず、どっちも何か違う、という違和感の中にいた。

この半年近くに及ぶ長い体験を通じ、私には、一般の学生、市民、女性が公的社会にどう関わっていくことができるのか、どうすべきなのか、どうすれば、自他共に、関わっているという手応え、参加しているという客観的実効性を得ることができるのかということがその後の人生に続く課題となった。

今回、この授業をきっかけに、旧友たちと再会し、旧友たちのそれぞれの活躍ぶりにじかに触れたのは、喜びであり励みであった。そして自分もこういう形で、公的位置を得ることができたのかもしれないと思えた。そ

の意味でこの授業は、私にとって永年の課題の実践の場となった。シラバスに記した(受講生の)到達目標「①現代の法的諸問題に関心を持ち、その現状について理解すること。②市民として、法にどう関わるか、法に対する実践的志向をもつこと。」は、私自身の到達目標でもあった。

最後に、受講生、協力してくださった先生方、講師として参加してくださった皆様に感謝し、ここで得た新たな課題を整理し、さらに今後も考察と実践を続けていきたい。

註

- (1) (県関係) 山梨県地方労働委員会公益委員、(国関係) 山梨紛争調整委員会委員、山梨機会均等調停委員会委員、山梨地方労働審議会委員等。
- (2) ③ この公開授業には、吉永満夫弁護士が参加してくださった。本稿中の朝日新聞記事(2009.6.23)参照。吉永氏は、「横浜事件」第3次再審請求の弁護団の一人で、これまでも何回か私の「法学」の授業や演習でお話いただいている。当日は、吉永氏が、最初に所属した弁護士事務所が、裁判官退官後の伊達秋雄事務所であった関係もあり、「砂川事件」に関心が深く、出席された。なお、この日の縁で、土屋源太郎氏が共同代表を務める「伊達判決を生かす会」の情報開示請求の代理人を引き受けてくださった。その成果等に関しては、吉永満夫「平和と憲法と伊達判決」日本弁護士連合会『自由と正義』vol.62 no.8(2011年7月)参照。なお同論文中で以下の資料が紹介されている。新原昭治・布川玲子「砂川事件『伊達判決』に関する米政府解禁文書(原文と翻訳)」山梨学院大学法学論集64号(2010年1月)、布川玲子・吉永満夫・吉沢弘久「安保条約改定交渉関連外交文書にみる砂川事件『伊達判決』」山梨学院大学法学論集66号(2011年2月)。
- (3) ここ数年この時代を振り返る研究や企画が、一種の社会現象となっている。例えば、小熊英二『1968』(上・下)新曜社(2009)、とよだもとゆき『村上春樹と小坂修平の1968年』新泉社(2009)、月刊『情況』特集『なぜ今、全共闘か』情況出版(2009)